

平成27年 第15回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成27年10月 8 日（木）午前 9 時33分

場 所：教育委員会室

平成27年10月8日

## 東京都教育委員会第15回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第273号議案

平成28年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について

##### 第274号議案

平成28年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について

##### 第275号議案

東京都立多摩社会教育会館条例を廃止する条例の立案依頼について

##### 第276号議案及び第277号議案

東京都立多摩社会教育会館条例施行規則を廃止する規則外1件の制定について

##### 第278号議案

東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の制定について

##### 第279号議案

東京都立埋蔵文化財調査センター指定管理者の指定について

##### 第280号議案

東京都公立学校長の任命について

##### 第281号議案、第282号議案及び第283号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

(1) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	木 村 孟
委 員	乙 武 洋 匡
委 員	山 口 香
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	宮 崎 緑

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	松 山 英 幸
教育監	金 子 一 彦
総務部長	堤 雅 史
都立学校教育部長	早 川 剛 生
地域教育支援部長	粉 川 貴 司
指導部長	伊 東 哲
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	安 部 典 子
教育改革推進担当部長	出 張 吉 訓
特別支援教育推進担当部長	松 川 桂 子
指導推進担当部長	鯨 岡 廣 隆
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
（書記）総務部教育政策課長	岡 部 涉

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成27年第15回定例会を開会します。

初めに、新委員の紹介です。竹花氏の後任の委員として、平成27年10月1日付けで宮崎緑委員が就任されましたので紹介します。宮崎委員から一言、御挨拶をお願いします。

【宮崎委員】 おはようございます。宮崎です。どうぞよろしく申し上げます。

神奈川県教育委員を3期12年務めました。その間に教育ビジョンを作成し、県立高校の統廃合で特色ある教育を作り出そうということでいろいろ努力をして、日本史の必修化をするなど、様々な施策に関わってまいりました。至らないながら、そうした若干の経験ですが、少しでも東京都の教育にお役に立つよう努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

【教育長】 ありがとうございます。

本日は、報道関係はNHK外6社、個人は合計9名から取材・傍聴の申込みがございました。また、NHK外2社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。取材・傍聴の申込みを許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

## 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

## 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、乙武委員にお願いします。

## 前々回の議事録

【教育長】 前々回 8月27日開催の第13回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第13回定例会の議事録については、御承認いただきました。

前回 9月10日開催の第14回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第279号議案から第283号までの議案及び報告事項（1）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

## 議 案

第 2 7 3 号議案 平成 2 8 年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について

【教育長】 第273号議案、平成28年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について、説明を都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 それでは、第273号議案資料を御覧ください。

本議案は、平成28年度の東京都立高校等の第一学年生徒の募集人員などを定めるものです。今回定めます募集人員等の概要を説明します。

まず、高等学校の全日制課程ですが、9月10日の教育委員会で御報告した、都内公

立中学校卒業予定者の受入分担についての公私連絡協議会の合意に基づきまして、全日制各校の具体的な募集人員等を定めています。

概要ですが、学校数は173校で、今年度と変更はございません。学級数は1,088学級で、今年度と比べて7学級の増です。募集人員は4万2,505人で、今年度より280人の増となっています。

(2)に募集学級の増減を行う高校を記載しています。まず、アの学級減を行う学校ですけれども、これは卒業予定者数の増減に応じて、過去に一時的に学級増を行った11校について、各校1学級ずつ、合計11学級の減を行いたいと考えています。これは、例えば6学級で3学年の学級構成だった学校が、学級増をして募集したことによって、例えば1年生が7学級、2年生・3年生は各6学級という学級構成になったとしますと、次の年度に入ってくる1年生も7学級というふうに募集した場合に、施設のキャパシティの面などで困難という場合に、また元の6学級に戻して募集して、総学級数を抑えるという措置を講じているという内容のものです。これが全体で11学級ということです。

裏面を御覧ください。イに示すのが学級増を行う学校です。先ほどの学級減を踏まえて、一部の学校で学級増を行う必要がございます。対象校については、地域ごとの公立中学校の卒業予定者数の動向、地域バランス、施設面の条件等を考慮して18校選定し、それぞれ1学級ずつ、合計18学級の増を行いたいと考えています。先ほどの学級減の方と差し引きしまして、全体で7学級の増となるということです。

その下、都内にお住まいの外国籍の方で、入国後の期間が原則として3年以内などの資格に該当します、いわゆる在京外国人の生徒を対象とする募集人員ですが、これまで田柄高校、飛鳥高校、国際高校で行ってまいりましたけれども、平成28年度から新たに竹台高校と南葛飾高校において募集するというを前回御報告させていただいたところです。各校とも4月と9月に下の表のとおり募集枠を設けたいと考えています。

次に、3ページを御覧ください。(4)神津高校の募集人員についてです。これも前回御報告したとおり、定員の充足率の低い神津高校への応募資格要件を緩和しまして、神津島村在住のホフトファミリー宅でのホームステイ方式による当該生徒の受入

れを開始したいと思っています。このことに伴って、神津高校における募集人員40名のうち、神津島村が別途独自に実施しますホームステイ生徒選考に係る募集人員として、1名を含むものとしたと考えています。

次に、2の定時制課程です。学年制の高校の募集概要ですが、学校数は39校で今年度と変更はございません。学級数は71学級で今年度より4学級の減でございます。募集人員につきましては、2,130人で今年度より120人の減になっています。その下の募集学級の減を行う高校ですけれども、在籍生徒数の減少傾向が続くことから、効果的な教育活動及び適正規模による学校運営を行うため、表にある4校の各学科について、1学級ずつの減、合計4学級の減を行いたいと考えています。

その下、(2)単位制の高校ですけれども、今年度と比較して、募集人員に変更はございません。

続いて、裏面4ページを御覧ください。通信制課程、また、その下にございます中学校及び中等教育学校、いずれも今年度と比較して、募集人員の変更はございません。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、御質問、御意見等はございますか。

【宮崎委員】 公立高校に進学を希望する子供たちが、この配分でほぼ吸収できるという見通しでよろしいのでしょうか。

【都立学校教育部長】 公私の連絡協議会で、都内の公立中学校の卒業予定者の、特に昼間部で高校に入りたいという方の人数については、公立高校と私学の高校との間で事前に受入分担の割合を合意してしまして、それに基づいてこの人数を定めているということです。それに加えて、定時制の人数も、過去の募集人員等を勘案してこの人数を定めていますので、基本的に公立高校、都立の高等学校に入学されるという方については、基本的にこの枠で受け入れられるという数を確保しています。

【宮崎委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【木村委員】 人口動態について伺いたいと思います。底になったのは平成25年でしたか。

【都立学校教育部長】 はい。

【木村委員】 平成25年以降、しばらく増えるのですね。何年間くらい増えるのでしたか。

【都立学校教育部長】 25年以降、数は少ないけれども、しばらく増えまして、来年度募集するこの人数に当たるところが一つの山になっていまして、それからまたしばらくの間、減少傾向が続きます。

【木村委員】 一時、減少するのですか。

【都立学校教育部長】 はい、少しだけ減少します。それからまたしばらくすると、急速にということではないですが、また増加の傾向に入っていきます。

【木村委員】 今の傾向をそのまま外挿すると、何年くらいにピークが来ることになりますか。

【都立学校教育部長】 今の推計でいきますと、平成40年です。

【木村委員】 二、三年は少し下がるけれども、それから再び増え始めピークが40年頃ということですね。

【都立学校教育部長】 はい。平成40年あたりを最高のピークと予想しています。

【木村委員】 今の数でいくと、28年度は募集人員が4万2,505人ですね。ピーク時には、どれくらい増えるのですか。

【都立学校教育部長】 今の数より4,000人弱増えるということです。

【木村委員】 かなり増えますね。1割増える。それに対する長期ビジョンはできているのですか。

【都立学校教育部長】 今、都立高校改革の新しい実施計画を検討しているところでして、その計画の中でも、これらの人口のトレンドを踏まえた形の対応をいろいろ考えていきたいと考えています。

【木村委員】 分かりました。ありがとうございました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。  
――<異議なし>――では、本件につきまして、原案のとおり承認いただきました。

第274号議案 平成28年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集  
人員について

【教育長】 次に、第274号議案、平成28年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について、説明を都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 第274号議案資料を御覧ください。本議案は、平成28年度の東京都立特別支援学校の高等部等の第一学年生徒の募集人員を定めるものです。

まず、1の募集人員を定める学校・学部・学科について説明させていただきます。

(1)の視覚障害特別支援学校ですが、専攻科保健理療科については、あん摩マッサージ指圧師を養成する学科で、専攻科理療科は、あん摩マッサージ指圧師に加えて、はり師・きゅう師を養成する学科です。いずれも卒業後に国家資格の取得を目指す教育を行っていきまして、資格取得に向けて、国から認可を受けた教育課程、施設・設備で教育をしており、認可に基づいて募集人員をそれぞれ定めております。具体的には、文京盲学校では、保健理療科、理療科、それぞれ2学級16人ずつを募集し、八王子盲学校では、保健理療科、理療科、それぞれ1学級8人ずつを募集したいと考えています。

続きまして、次の(2)聴覚障害特別支援学校ですけれども、中央ろう学校は大学進学を目指す中高一貫型の学校として設置をしていきまして、これまでの募集実績を踏まえて、中学部で3学級18人を、高等部の普通科で3学級24人を募集したいと考えています。

次に、(3)の知的障害特別支援学校です。高等部就業技術科ですが、これは知的障害が軽度の生徒を対象に、全員の企業就労を目指す学科です。これまでの応募倍率、地域での受け入れ態勢の観点から、今回、上から2番目の青峰学園で4学級40人だったものを6学級60人に募集人員を増やしていきたいと考えています。その他の学校では、これまでの応募実績を踏まえて、永福学園では10学級100人、南大沢学園では10学級100人、志村学園で8学級80人、水元小合学園で8学級80人を募集したいと考えております。その下の高等部職能開発科です。これは、知的障害が軽度から中度の生徒を対象にした企業就労を目指す学科で、足立特別支援学校で2学級20人を募集する

とともに、一番下の港特別支援学校にも平成28年4月にこの学科を新設しまして、2学級20人を募集したいと考えています。

続きまして、2の募集人員を定めない学校・学部・学科についてです。(1)の視覚障害特別支援学校から、裏面にある一番下の(5)病弱特別支援学校まで、これらの学校では、各学校の障害種別に該当する障害のある生徒が入学を希望する場合、全員の入学を許可しているということで、募集人員は定めておりません。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 本件につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

【乙武委員】 今、御説明いただいた視覚障害特別支援学校の保健理療科、理療科のところ、こちらで勉強するとはり、きゅう、あん摩、マッサージという資格が得られるという御説明がありました。これだけコンピュータが普及してテクノロジーが発展した今でも、やはりそうした職に就かれる方が多いのでしょうか。それともまた、何か新たな有力な就労の手段が生み出されてきているのですか。もしそうであれば、そういった職に就きやすいようなことを勉強できる新たな科を設置する必要があるのでしょうか。そういった検証・検討はなされているのでしょうか。

【主任指導主事】 今現在においては、就労の様子を見ますと、やはり依然としてはり、きゅう、あん摩マッサージ指圧師が多いと聞いています。今後のことについては、学校と連携をとりながら検討する必要があるかと思っています。

【乙武委員】 分かりました。引き続きよろしく申し上げます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 今の乙武委員の御質問の延長線上のような形になるのですけれども、こういう募集人員を定めているのですが、例えば昨年の場合、視覚障害の文京盲学校、あるいは八王子盲学校の充足率というか、あるいは逆に倍率はどういう状況だったのでしょうか。

【都立学校教育部長】 27年度に入学した方は、募集人員が全体で24名のところ、保健理療科で13名、理療科で募集人員24名のところ、14名です。

【遠藤委員】 募集人員にかなり満たない状況ですね。そうすると、例えば去年が特別だったのか、あるいは、この何年かの傾向でいくなれば、2の募集人員を定めな

い学校とか学部と同様に、定める必要がないのではないのでしょうか。あるいは、こういう必要があって、例えば文京盲学校とか、八王子盲学校に入りたいという人がいれば、募集人員を定めずに全員入学を許可するというようなことは、ひょっとするとオーバーしてしまうと困ると、そういう懸念でやっているのでしょうか。せっかく募集人員を定めないとこの枠組みがあるならば、それと同じにしてもいいのかなと思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。

【特別支援教育推進担当部長】 保健医療科、理療科につきましては、国の認可で施設・設備が限られていて、認可をいただいている範囲でしか募集できないということがありまして、今は定員に満たない状況ですが、それを超えるということとはできないものですから、募集人員を定めているという枠組みも入れさせていただいています。

【遠藤委員】 そういう国の定めがあるから行っているというだけの話ですか。

【特別支援教育推進担当部長】 募集人員を定めているのは、施設として認可を受けている収容人数がありますので、それ以上の方を受け入れることができないということです。

【遠藤委員】 施設として認可を受けているから、16人分の施設があるから16人を募集するということですか。

【特別支援教育推進担当部長】 はい。

【遠藤委員】 去年は27人の募集で半分だったのですね。設備の制約上、こういう形にしていると理解してよろしいですか。

【特別支援教育推進担当部長】 さようでございます。

【遠藤委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 続けて。今の話ですと、その後、聴覚障害の場合には大学進学を前提にするというのがほとんどで、知的障害の場合は企業就労ということですがけれども、同様に、去年の卒業生で、例えば都立中央ろう学校の大学の進学率、それから、知的障害特別支援学校の企業の就職率、この辺を把握していたら教えてください。

【都立学校教育部長】 27年度でいきますと、高等部の卒業生徒15名のうち、大学進学された方が10名です。

【遠藤委員】 知的障害の就労率はございますか。

【特別支援教育推進担当部長】 就業技術科の就労率については、各校で90パーセントを超えていまして、学校によっては約99パーセントという状況になっています。知的障害全体、就業技術科以外も含めると約44パーセントになっていますので、就業技術科の生徒について言うと、企業就労100パーセントを目指していますけれども、ほぼ100パーセントに近い形で就職できているということです。

【遠藤委員】 知的障害特別支援学校の卒業生については、国の定める法律の障害者雇用の対象になっているわけですね。

【特別支援教育推進担当部長】 なっています。

【遠藤委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。  
——<異議なし>——それでは、本件につきましては、原案のとおり承認いただきました。

第275号議案 東京都立多摩社会教育会館条例を廃止する条例の立案依頼について  
第276号議案及び第277号議案 東京都立多摩社会教育会館条例施行規則を廃止  
する規則外1件の制定について

【教育長】 次に、第275議案から第277号議案までの東京都立多摩社会教育会館条例を廃止する条例の立案依頼について外2件について、これらは全て多摩社会教育会館の廃止に伴う議案でございますので、一括で審議をします。説明を地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 第275号から第277号の議案は、東京都立多摩社会教育会館の廃止について、東京都立多摩社会教育会館条例を廃止する条例の都知事への立案依頼並びに同条例の施行規則を廃止する規則及び多摩社会教育会館庶務規則を廃止する規則の制定について審議をお願いするものです。

1の「概要」を御覧ください。多摩社会教育会館の設置目的等です。都民が社会教

育に係る学習活動を行うための場所を提供する施設として施設の貸出しを行っており、会議室など8室とホールを設置しています。もともと社会教育振興のための施設ですが、現在は社会教育に限らず、学校教育を含めて施設の貸出しを行っています。所在地は立川市で、多摩教育センターという複合施設の一部です。

1枚おめくりください。右側の「多摩教育センター内に併設されている機関について」を御覧ください。多摩社会教育会館は、多摩教育センターという複合施設の一部でして、多摩教育事務所及び西部学校経営支援センターは6月に近隣の合同庁舎に移転しており、多摩図書館も平成28年12月に国分寺市の西国分寺に移転する予定です。この多摩図書館の移転時期に合わせて、多摩社会教育会館も廃止する予定です。

1ページ目にお戻りください。2の「沿革・経緯及び今後のスケジュール」において、これまでの経緯などを整理しています。

まず、昭和43年4月に、立川社会教育会館として開館し、社会教育に関する研修や調査・研究事業、芸術・文化事業、施設貸出業務を行ってまいりました。平成15年4月以降は事業の見直しを行い、社会教育に関する研修や調査・研究事業は本庁へ、芸術・文化事業は生活文化局へ移管し、多摩社会教育会館は施設貸出業務に特化をいたしました。平成20年1月に、「平成19年度事務事業評価」において、区市町村で類似の施設、これは住民向けの会議室やホール等ですが、これらが整備・充実されていることから、その在り方について検討が求められました。その結果、平成23年1月に、多摩社会教育会館の廃止の検討を教育委員会に御報告しました。そして本年4月に、「東京都立多摩図書館の移転について」として、多摩社会教育会館を多摩図書館の移転時期に合わせて廃止すること及び移転後の多摩図書館に設置するセミナールームは、多摩図書館の事業等で使用するほか、都民への貸出しを行うことを御報告しました。

太線から下、今後についてですが、多摩社会教育会館の廃止について、本年12月の第4回都議会定例会に廃止に関する条例を提案いたします。条例の提案時期を1年前としたのは、多摩社会教育会館のホールは使用日の1年前から予約が可能ですので、廃止の1年前にあらかじめ廃止に関する条例を議決、公布し、予約を停止させていただくためです。

以下、順次、会議室などの予約受付を停止し、来年8月から、多摩図書館が移転す

る準備作業に入ります。そして、平成28年12月に多摩図書館が国分寺市へ移転するのに合わせて、多摩社会教育会館を廃止します。

右側の3「廃止理由及び時期」を御覧ください。廃止理由は、多摩地域の会議室・ホールなどの施設が整備されていることから、施設貸出業務に関する都と区市町村との役割分担の明確化のため、廃止することが適当であるというものです。

4「近隣の多摩地域（26市）における貸出施設の状況」を御覧ください。ここでは、廃止理由である都と区市町村の役割分担に関して、近隣の自治体における類似の施設の状況をお示ししたものです。1点目及び2点目はホールの類似施設、3点目は会議室などの類似施設の状況で、いずれも多摩地域の自治体には多摩社会教育会館と同様の施設が設置されています。

続いて、5「多摩社会教育会館の施設利用率」を御覧ください。過去10年間の利用率は、ホールの利用率が約5割、会議室などの利用率が約3割強となっています。近隣施設などにより、現在使用している方々の利用は充足できると考えています。

最後に、6「条例の立案依頼及び規則の制定」です。廃止条例については知事への立案依頼を行い、規則2件については廃止に関する教育委員会規則の制定を行います。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

**【教育長】** 本件につきまして、御質問、御意見はございますか。

**【宮崎委員】** 今月就任したばかりで、過去の議論が分からず質問させていただくことをお許してください。都と市区町村との役割分担というテーマがあると思うのですが、実際にはどのような役割分担を考えていらっしゃるのか教えていただけますか。

**【地域教育支援部長】** オール都庁の中で役割分担についてこれまで議論を行いまして、基本的には、都が担うべきものは都が担うという考え方です。例えば多摩社会教育会館であれば、近隣の区市町村にそういったホール・施設がなかった時代から、今現在は充足しているといった状況の変化も踏まえて、都の役割、あるいは区市町村の役割を明確にするという考え方です。

**【次長】** 若干補足させていただきますと、住民にとって身近なものについては区市町村で行います。都は、それをサポートし、広域的なものについては都が行うべきだという役割分担の中で、オール東京都で、施設について見直しを行ってきた経緯が

ございまして、その流れの中で見直しするということです。

【宮崎委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 跡地はどのように活用されるのでしょうか。

【地域教育支援部長】 現在、検討しておりまして、詳しくはまた御報告させていただきます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【乙武委員】 昭和43年の開館ということで、約50年弱の歴史に幕を閉じることになるわけですが、一言で言うと、役目を終えたということになるのかなと思います。今御説明にあったように、各自治体でこういったものに代替できるようなホールができ上がっていったわけですが、その50年という長さについて、ある意味検証が必要だと思うのです。ある程度の巨額のお金を使ってこういった建物を建てたのですが、それが50年近くたって役目を終えるということに対して、やはり建てて良かったと捉えているのでしょうか。それとも、思ったよりも他の自治体がホールを建てるのが早く、本当だったらもう少し長く使うはずだったというふうな検証をされているのか。そのあたりはどのように振り返っていらっしゃるのでしょうか。

【地域教育支援部長】 まず、目的である社会教育の振興につきましては、当時の状況から、東京都がこういう施設を活用しながら社会教育の振興を行ってきたということで、近隣の区市町村におきましては、その部分については社会教育の振興が図られたと考えています。また、施設につきましては、昭和43年に開館して以降、昭和62年に一度解体をしまして、先ほど2枚目の資料で御説明したように、多摩教育センターとして合同庁舎という形で設置をし、またそれから年数を経て、それぞれの機関の見直しを行い現在に至っているということです。先ほど区市町村で施設が整備され、ホールや会議室が充足しているというハード的なことを申し上げましたけれども、ソフト的なことでも、先ほど次長から話がありましたように、身近な自治体として、区市町村が独自に社会教育の振興を図っていると認識しています。

【乙武委員】 ありがとうございます。

【宮崎委員】 今の乙武委員の御発言は非常に重要な御指摘だと思います。政策は

常に評価を伴うものであるべきだと思いますので、閉所の際も、単に閉鎖するというだけではなくて、それまでの評価をきちんと整理した上で、まとめがあるといいかと思ひます。

【地域教育支援部長】 これまでの廃止に至るまでには、資料にもありますけれども、平成20年1月に平成19年度の事務事業評価において、評価、指摘をされて、それを受けて庁内で検討を重ね、その折々に教育委員会にも御報告をさせていただいているという経緯がございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

ほかになれば、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございませうか。――<異議なし>――それでは、本件につきましては、原案のとおり承認いただきました。

第278号議案 東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の制定について

【教育長】 次に、第278号議案、東京都教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の制定について、説明を教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 それでは、第278号議案資料を御覧ください。この規則制定については、国のマイナンバー法の施行に伴い、都の教育委員会におけるマイナンバーを利用する事務を定めるということで、新たに制定するものです。

1枚おめくりいただきますと、A3折込みで資料を入れてあります。マイナンバー制度の目的として、国の方では、一つは公平・公正な社会の実現、利便性の向上、行政の効率化、この三つを定めています。その上で、今回、規則で2点定めていくわけですが、一つは、都が定めるマイナンバー利用事務と、都における機関間の情報提供の2種類です。

まず、利用事務の方ですが、法律において、マイナンバーを利用することができる行政事務は、社会保障と税と災害対策分野における事務で、法律又は条例に定めるものとなっています。条例につきましても、オール都庁の中の基準で、既にどのような事務でマイナンバーを利用するかという、上の3分野に限定はされるのですが、規定化されていまして、今回の第3回定例会で条例の立案をして御審議いただいているところです。今回は、条例に基づきまして、具体的な事務手続をどうするかというのは規則に委任をされていまして、それを定めるというものです。今回、教育委員会の方で利用する事務として、ここに掲げていますように、授業料等の減免事務や、高校における奨学給付金の支給事務に係ります申請の受理・審査・応答に関する事務を定めています。

もう一つ定めるのは、都における機関間の情報提供ということで、法律においてはマイナンバー自身は特定の個人情報に関わりますので、相互の情報提供は禁止ということになっているのですが、例外として、法律と条例で定める場合は相互に情報提供をすることが可能になっています。それに基づきまして、条例で情報提供を可能とする事務を具体的に今回の第3回定例会において制定の手続をしているところです。同じように、具体的な事務は規則で制定ということになっていまして、今回は教育委員会規則で、同じく授業料の減免事務、奨学給付金の支給事務に係る審査、就学支援金の受給資格の認定事務に係る審査と、その届けに関する審査ということで、生活保護関係情報につきまして、知事部局と都教育委員会の中で情報をやり取りするということを決めるものです。

マイナンバーを利用することによって、保護者にとってどういう利便性があるかというのが一番下に図で書いています。今の手続ですが、例えば授業料の減免申請を行う場合、保護者はまず最寄りの区市町村へ行きますので、自分の生活保護の受給証明書とか、課税証明書の発行を受けた上で、今度は学校に提出する申請書とともに学校に出すという作業が必要になってくるわけですが、マイナンバーを利用しますと、申請書にマイナンバーを記載しておいて、その申請書を学校に出す。学校の方でマイナンバーを把握できていますので、マイナンバーの情報提供システムの方にアクセスして、その生徒に係る税情報とか、生活保護関係情報にアクセスできるということになりま

して、手続上はかなり軽減されるということです。

本規則につきましては、条例改正に合わせて、平成28年1月1日の施行として、学校の現場においてもマイナンバーが利用できる環境を作ってまいりたいと考えています。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【教育長】 本件につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

【乙武委員】 今御説明いただいたのは、国と都の教育委員会との関連ということだと思うのですが、こちらに給食費の減免というのが載っていないのは、恐らくそれは区市町村の問題であるからと理解をしています。区市町村の教育委員会がマイナンバーを利用したい場合は、都は全く関係なく、国と区市町村が直接やり取りをすることになるのでしょうか。それとも、やはり間に都が入って、国、都、区市町村という三者の連携になってくるのか、このあたりはどうなっていますか。

【教育政策担当部長】 基本的に、条例で定めているのは都の独自の事務ということになりますので、仮に区市町村の方で給食費の減免の制度があつて、それを税金の情報を使うとか、そういったものがあれば、同じように各自治体で独自の事務を条例で定めていくという形になっていくと思います。

【乙武委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにございますか。

【宮崎委員】 利便性を高めるということでは、今後、マイナンバーの使用範囲が広がっていく。例えば銀行口座に全部振るとか、あるいは、医療の支払会計に使うとか、そういうことになってくると、セキュリティという意味で非常に対応が必要になってくると思うのです。一たび漏えいなどが起こると收拾がつかなくなりますので、是非取り扱う教職員のリテラシー研修といたしますか、やはり認識をしっかり持っていただくということが一番大事かと思うのです。施策そのものは大変すばらしい、結構だと思うのですが、取り扱う人間系の要素の部分について、どのような対応を考えていらっしゃるかお聞かせいただけますか。

【教育政策担当部長】 現在、私どもは個人情報をごくこれ以外にもたくさん扱っていますので、職員に対して個人情報保護の様々な基準がございます。加えて、申請書関

係については、個人情報に記載されているので、書類の管理という形でも基準を設けていますので、その中で徹底していくこととなります。マイナンバーにつきましては、社会的な様々なセキュリティーに関する不安の声もありますので、職員の方にはしっかり周知徹底を図っていきたいと考えています。

【宮崎委員】 ありがとうございます。一定の資格を有する人しか扱ってはいけないというような仕組みは、今のところは考えていないのですか。

【教育政策担当部長】 基本的には、学校の事務職員が受け取りますので、事務室の職員が扱うことになると思います。そういう限られた職員の中で扱っていく形になりますけれども、その中で更に制約をかけていくということは考えてはいません。

【企画担当課長】 今の説明に補足させていただきたいと思います。マイナンバーについては、今御指摘のとおり、基本的に利用できる職員は限定的に取り扱うようにと、これは国の方からも御指示をいただいているところですので、それに基づいた対応をさせていただきたいと思っているところです。

それから、今、東京都におきまして、全体としてマイナンバーの利用に関する取扱いというものを定めていくということで今後動きがございますので、教育委員会としては、それに基づいて学校現場における取扱いについての定めを行っていきたいと思っています。

【宮崎委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 私の仕事は今の御説明の教育委員会と全く同じ立場にありまして、市区町村に所得情報を取りに行っています。現状は、それを紙ベースで申請者に出してもらっているわけですが、今度、マイナンバー制度に移行する場合、右側の図と同じ仕事を私どもも今準備をしているのですが、そこで今、最大の問題になっているのは、自分たちの方でシステムをどう整備するかということです。それは、今御質問のあったような個人情報保護という観点で、年金機構のシステムの問題ではないけれども、システムのウィークな対応をしておく、個人情報としてマイナンバーをベースにして情報を取りに行ったとき、それが漏えいしてしまうことになるので、一番力を入れているといえますか、入れさせられているところはその点です。東京都の

マイナンバーに係る、これは教育委員会だけではなくて、様々な部署があると思うので相当膨大なシステムになると思うのですが、マイナンバー等に係るシステム対応と申しますか、差し支えない範囲で具体的にどのような形になっているのでしょうか。あるいは、費用規模等がお話しいただけるなら教えていただければと思います。

【教育政策担当部長】 ここで言う事業上システムの部分ということになりますか。

【遠藤委員】 はい。

【企画担当課長】 2点あるかと思います。一つは、東京都全体としてのものという事で、こちらについては総務局の情報担当部門が、東京都、それから各区市町村との関係の部分のサーバー等の構築をただいま進めているところです。それから、授業料に関しては、正に私ども教育庁の中で授業料システムというものを基にしながら、関係の国、若しくは東京都総務局との連携をとるべく今も進めているところでして、実際の連携業務は29年度から行われますので、今後それに向けて準備を進めてまいりたいと思っています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 システム構築のときに、IT技術ということだと、どうしてもそれなりのところに委託をするような作業も出てくるかと思うのです。実は過去にある県でこういうシステムを作るときに、企業に委託したのですが、そこから11万人分の生徒の個人情報漏えいして、大変なことになりました。業者選定の段階から是非気を付けていただければと思っています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。  
――<異議なし>――では、本件につきましては、原案のとおり承認いただきました。

## 参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

10月22日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 次回教育委員会定例会の開催は、10月22日木曜日、午前10時より予定しております。

以上です。

【教育長】 日程その他について、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時23分)